

ろうきんスウィングサービス利用規定の改定のお知らせ

2015年4月1日(水)をもってろうきんスウィングサービス利用規定を改定いたします。主な改定内容は下記のとおりです。改定後の規定は、本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

ご不明の点がございましたら、誠に恐れ入りますが、お取引店までお問い合わせください。

記

○ ろうきんスウィングサービス利用規定 新旧対照表

改定後	改定前(現行規定)
<p>5. (貯蓄預金スウィング)</p> <p>(1) 順スウィング</p> <p>① <u>指定された振替日に普通預金残高が指定の金額(以下「順振替ライン」といいます。)を上回り、その上回った金額が振替指定金額以上の場合に、振替指定金額を貯蓄預金口座に振替えます。</u></p> <p>② <u>振替指定金額の指定がない場合には、順振替ラインを上回った金額を貯蓄預金口座に振替えます。</u></p> <p><u>(③は削除)</u></p>	<p>5. (貯蓄預金スウィング)</p> <p>(1) 順スウィング</p> <p>① <u>指定を受けた振替日に普通預金残高が指定する金額(以下「順振替ライン」といいます。)を上回った場合、指定の金額を普通預金から貯蓄預金へ振替入金します。</u></p> <p>② <u>振替金額の指定がない場合は順振替ラインを上回った金額を貯蓄預金へ振替入金します。</u></p> <p>③ <u>振替日の普通預金残高が順振替ラインに満たない場合は順スウィングは取扱いません。</u></p>
<p>(2) 逆スウィング</p> <p>① <u>指定された振替日に普通預金残高が指定の金額(以下「逆振替ライン」といいます。)を下回った場合に、振替指定金額を普通預金口座に振替えます。なお、貯蓄預金残高が振替指定金額に満たない場合は逆スウィングは行いません。</u></p> <p>② <u>振替指定金額の指定がない場合には、逆振替ラインを下回った金額を普通預金口座に振替えます。なお、貯蓄預金残高が逆振替ラインを下回った金額に満たない場合は逆スウィングは行いません。</u></p> <p><u>(③は削除)</u></p>	<p>(2) 逆スウィング</p> <p>① <u>指定を受けた振替日に普通預金残高が指定された金額(以下「逆振替ライン」といいます。)を下回った場合、指定の金額を貯蓄預金から普通預金へ振替入金します。</u></p> <p>② <u>振替金額の指定がない場合は逆振替ラインを下回った金額を普通預金へ振替入金します。</u></p> <p>③ <u>振替日の普通預金残高が逆振替ラインを満たしている場合は逆スウィングは取扱いません。</u></p>
<p>6. (定期預金スウィング)</p> <p>(1) 順スウィング</p> <p>① <u>指定された振替日に普通預金残高が順振替ラインを上回り、その上回った金額が振替指定金額以上の場合に、上回った金額の範囲で振替指定金額の整数倍の金額を定期振替限度額まで定期預金口座に振替えます。</u></p> <p>② <u>振替指定金額および定期振替限度額の指定がない場合には、順振替ラインを上回った金額を定期預金口座に振替えます。</u></p> <p><u>(③は削除)</u></p>	<p>6. (定期預金スウィング)</p> <p>(1) 順スウィング</p> <p>① <u>指定を受けた振替日に普通預金残高が順振替ラインを上回った場合、指定の金額を普通預金から払出し、あらかじめ指定された商品種類および預入期間等の定期預金を作成いたします。</u></p> <p>② <u>振替金額の指定がない場合は順振替ラインを上回った全額を定期預金へ振替入金します。</u></p> <p>③ <u>振替日の普通預金残高が順振替ラインに満たない場合は順スウィングは取扱いません。</u></p>
<p>(2) 逆スウィング</p> <p><u>定期預金の満期日に普通預金残高が逆振替ラインを下回った場合に、満期日をむかえた定期預金を自動解約し、解約元利息を普通預金口座に振替えます。</u></p> <p><u>(②は削除)</u></p>	<p>(2) 逆スウィング</p> <p>① <u>定期預金の満期日に普通預金残高が逆振替ラインを下回った場合、満期日をむかえた定期預金を自動解約し解約元利息を普通預金へ振替入金します。</u></p> <p>② <u>定期預金の満期日に普通預金残高が逆振替ラインを満たしている場合は逆スウィングは取扱いません。</u></p>

以上